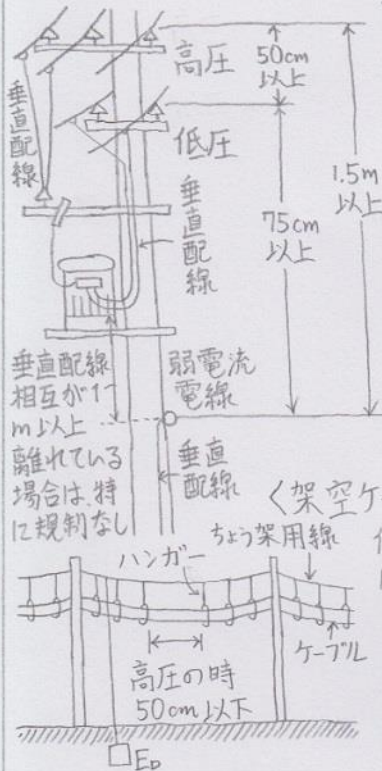


## 409. 併架と共架・架空ケーブルによる施設方法・低高圧架空電線と他物との接近(電技)

### <併架と共架>

- ・併架: 低圧架空電線と高圧架空電線とを同一支持物に施設する場合(解釈第80条)
- ・共架: 低圧架空電線または高圧架空電線と架空弱電流電線とを同一支持物に施設する場合(解釈第81条)
- ・下図のように施設しなければならない



- ※1: 低圧架空電線を高圧架空電線の下とし、別個の腕金類に施設する
- ・架空電線の垂直配線と架空弱電流電線の垂直配線は、支持物をはさんで施設する(相互か1m以上離れている場合は除く)。架空電線の垂直配線は、架空弱電流電線の1m上から最下部まで、低圧は絶縁電線またはケーブル、高圧はケーブルとする
- ・架空電線と架空弱電流電線の上とし、別個の腕金類に施設する
- ※2: 架空電線にケーブルを使用する場合は、緩和規定有り(解釈第80条、第81条)

・弱電流電線の垂直配線は双方の管理者の承諾を得た場合、垂直配線をケーブルまたは十分な絶縁耐力を有する物に収め、架空電線と直接接触しないようにする場合は、※1によらずよい

### <架空ケーブルによる施設方法>

- 低圧架空電線または高圧架空電線にケーブルを使用し、ケーブルをハンガーによりちよう架用線に支持する場合、左図に示すように施設しなければならない
- ・高圧架空電線にケーブルを使用する場合、ハンガーの間隔は50cm以下である事。ちよう架用線は、引張強さ5.93kN以上の物または断面積22mm<sup>2</sup>以上の亜鉛めっき鉄より線である事。ちよう架用線およびケーブルの被覆に使用する金属体には、D種接地工事を施す事

### <低高圧架空電線と他物との接近>

第28条(電線の混触の防止): 電線路の電線、電力保安通信線又は電車線等は、他の電線又は弱電流電線等と接近し、若しくは交さる場合又は同一支持物に施設する場合には、他の電線又は弱電流電線等を損傷する恐れが無く、かつ接触、断線等によって生じる混触による感電又は火災の恐れが無いように施設しなければならない。

第29条(電線による他の工作物等への危険の防止): 電線路の電線又は電車線等は、他の工作物又は植物と接近し、又は交さる場合には、他の工作物又は植物を損傷する恐れが無く、かつ接触、断線等によって生じる感電又は火災の恐れが無いように施設しなければならない。



言われてみれば...  
高圧架空電線が一番低い所に在たら危ないわよね

併架や共架について、街の電線を見てみると、上から高圧架空電線、低圧架空電線、弱電流電線の順に施設されている場所が多いと思うけど、それは解釈で規定されているから

